

度会町立度会小学校いじめ防止基本方針

平成26年12月策定

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめとは、「児童に対して、一定の人間関係にある他の児童によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象になった児童が、心身の苦痛を感じているもの」です。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

本校では、上記の考えのもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有します。

また、いじめはどの子にも起こりうるという基本認識にたち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

学校長、教頭、各指導部の代表、人権教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 組織の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培います。
- ・すべての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ・児童自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。

(2) 早期発見

- ・日常的な児童への目配りや生活ノート（連絡帳）のやりとりを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努めます。
- ・個別面談やいじめに関するアンケート調査により、事実や心情の把握を行います。
- ・児童や保護者が抵抗なく相談できる体制を整備します。

(3) いじめに対する措置

- ・担任だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応し、問題の解決にあたります。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられた児童、知らせた児童の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- ・学校内だけでなく、教育委員会や関係機関と連携し、問題解決にあたります。

(4) いじめ対応等に関する教職員の資質向上

- ・少なくとも年に1回以上、いじめをはじめとする児童生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、全教職員の共通理解を図ります。
- ・いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はありません。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童の指導にあたります。

4 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。

また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。

5 地域、家庭、関係機関等との連携

いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処を実効的に行い、また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域、家庭、教育委員会、関係機関等との緊密な連携・協力を図ります。